

## 令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 第4回 福岡県最低賃金専門部会

1 開催日時：令和4年8月12日  
8:55～11:05

2 開催場所：福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A・B  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県最低賃金額の改定について

5 議事要旨：（議題について）

労働者側代表委員から、A・Bランクとの地域差を縮めるべく、Cランク目安額30円に上乘せした引上げ額を求めることに変わりはないと主張があった。

使用者側代表委員から、最低賃金額引上げの必要性は認めるが、企業の賃金支払能力を無視できず、消費者物価指数の上昇率程度の最低賃金額改正が許容範囲である旨が主張された。

これら労使双方の主張を踏まえて、公益委員が最終的な意見調整を諮ったものの、意見の一致を得ることができなかった。

そのため、公益委員案（時間額900円、引上げ額30円）を提示した。

提示にあたって、

今年度の中央最低賃金審議会において、政府方針に配慮し、最低賃金額決定の三要素を考慮した審議が行われた結果、Cランクには目安額30円が示されるとともに、地方最低賃金審議会に対しては当該目安を十分に参酌しながら自主性を発揮することを期待するとしたこと、公益委員見解で示された諸点を総合的に勘案したとされることについて賛同する。

消費者物価の上昇にともない生活に大きな影響を受けている労働者も少なくないと考えられる一方、企業物価も上昇しており、価格転嫁が十分にできず企業経営は厳しい状況にあると考えられる。

福岡県下における法人企業統計での企業利益は産業全体で上昇に転ずる見通しであり、福岡県全体の雇用失業情勢も、コロナウイルスの影響を受ける以前の水準で推移している。

福岡県最低賃金は依然として全国加重平均より低い水準にあり、地域間格差是正の観点から少なくとも目安額程度の引上げが必要である。

福岡県下において目安額を上回る最低賃金額の引上げはパート労働者の採用抑制や就労抑制への影響が大きいことから、雇用状況を悪化させないよう、円滑な企業経営を可能にするよう配慮すべきである。

賃金実態調査結果や意見聴取等を踏まえると、賃金の引上げによって可処分所得の継続的な拡大と将来の安心確保等を図り、消費の拡大につなげ、経済の好循環を実現させることに鑑み、目安額での最低賃金の引上げは妥当と考える。

等が補足説明され、当該公益委員案に基づく採決が行われた。採決の結果、賛成が過半数を占め、公益委員案の内容で決議がなされた。

また、中小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図るために、政府等に向けた諸対策を求める付帯決議が全会一致で決議された。